平成２５年（フ）第２３７号
長崎県長崎市音無町12番28号、旧住所長崎市油木町257番地　髙比良アパート
債務者　髙比良紅奈美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
福島県伊達郡桑折町大字谷地字追分２番地の21、従前の住所青森県下北郡大間町大字奥戸字向町78番地３
債務者　坂本　利彦
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１０６号
福島市上野寺字和田前30番地の２
債務者　後藤　ミネ
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１２５号
松江市栄町760番地２
債務者　山本　信城
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０６号
愛媛県新居浜市土橋２丁目14番27号
債務者　藤井ひとみ
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１１１号
神奈川県横浜市神奈川区片倉２丁目８番36号、前住所神奈川県横浜市中区吉田町75番地１　パークキューブ関内1402号室
債務者　鈴木阿里奈（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１８６３号
名古屋市北区上飯田通２丁目40番地の１　上飯田市街地住宅611号
債務者　塚本妙美江
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４３号
熊本市東区小山町1630番地220
債務者　石村スヤ子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６４４号
熊本市東区小山町1630番地220
債務者　石村　美宝
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１９２８号
横浜市港南区港南台２丁目１番５―907号
債務者　尾川美佐子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９３０号
横浜市旭区笹野台１丁目34番10号　ビタビレッジＣ101
債務者　伊藤　　理
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９４１号
横浜市鶴見区東寺尾５丁目17番８号　コーポ清風202
債務者　松久　貴広
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９５１号
横浜市緑区十日市場町1727番地　ベルメゾン102号
債務者　宮田　紀子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９６４号
横浜市鶴見区矢向１丁目17番10号
債務者　後藤　千穂（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１号
石川県小松市大領中町２丁目135番地　ウエラコート大領中520、従前の住所石川県金沢市額谷３丁目89番地　ウィルモアｆ202号、従前々の住所石川県金沢市福久町ワ76番地　ヴェルジェ福久102号
債務者　下嶋ヒューマンライフ企画こと　下嶋　明美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第３６１号
愛知県豊田市若林東町上外根75番地７
債務者　永田　和歳（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係